

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（かに網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し 網漁業	かに網漁業	別記 1 のとおり	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 9 日まで

3 備考

- （1）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 11 年（2029 年）4 月 30 日 までとする。
- （2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
- 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - 2 同時に使用する網具の全長は、1,200 メートルを超えてはならない。
 - 3 網地は、一重でなければならない。
 - 4 網目の大きさは、12 センチメートル以上でなければならない。
 - 5 網丈は、3 メートルを超えてはならない。
 - 6 午前 8 時から午後 4 時まで操業してはならない。

別記 1

操業区域（不知火海、高戸地先）

不知火海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

エ 葦北郡芦北町御立岬（只埼）

オ 上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

高戸地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 高戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

- コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ
- サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ